

## 大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）協賛要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）（以下「本会」という。）が取り組む事業の趣旨に賛同する企業その他の団体（以下「企業等」という。）からの協賛について、必要な事項を定めるものとする。

### （定義等）

第2条 この要綱において、本会が取り組む事業とは、本会の目的を達成するため、在阪のトップスポーツチームが有するスポーツ資源等を活用したスポーツツーリズムの推進に関する事業及びスポーツイベントの実施等生涯スポーツの振興に関する事業、その他本会の目的を達成するために必要な事業をいう。

2 この要綱において、協賛とは、本会が取り組む事業及び本会の運営に対し、企業等が行う、次の各号に掲げる行為をいう。

- （1）金銭の提供
- （2）物品の提供
- （3）その他の協力

3 協賛物品は、物品の提供を申し込む企業等と本会が協議し決定する。

### （募集期間）

第3条 協賛の募集は、本会が存続するまでの期間とする。

### （協賛の申込み等）

第4条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ、大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）協賛申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を本会事務局に提出するものとする。

2 本会の会長は、申込書を提出した企業等が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該申込書を速やかに受理し、当該企業等に対し、大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）協賛申込受理書（様式第2号）（以下「受理書」という。）により、受理した旨を通知する。

- （1）特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は本会が実施するスポーツイベント等を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
- （3）法令又は公序良俗に反するもの
- （4）本会について、品位を傷付け、又は正しい理解を妨げるおそれがあるもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、本会の会長が不相当と判断するもの

3 本会の会長は、前項の規定により申込書を受理しないときは、当該申込書を提出した企業等に対しその旨を通知する。

### （金銭協賛の納入等）

第5条 金銭協賛を行おうとする企業等は、前条第2項の規定による通知を受けた後、受理書に記載の本会が指定する協賛金受入口座に協賛金を振り込むものとする。

2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込明細票等をもって代えるものとする。

(協賛物品の受納等)

第6条 物品協賛を行おうとする企業等は、第4条第2項による通知を受けた後、本会が指定する方法により協賛物品を納品するものとする。

2 本会は、協賛物品を受納した場合、受領書を発行する。

(協賛企業等に認められる行為)

第7条 第5条第1項又は前条第1項の規定により協賛金等の納入等をした企業等(以下「協賛企業等」という。)は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。なお、第2号及び第3号の協賛企業等が呼称等を使用するにあたっては、本会と協議を十分行うものとする。

(1) 本会が協賛金で作成したポスター、チラシ等の物品への協賛企業等の名称等の掲載

(2) 協賛企業等としての呼称の使用

呼称例) 「〇〇は「大阪スポーツコミッション」の協賛企業です」

「〇〇は「OSAKA SPORTS PROJECT」に協賛しています」

「〇〇は「OSAKA SPORTS PROJECT」を応援しています」

(3) 本会のシンボルマークの使用

2 前項第2号の呼称の使用にあたっては、その文言等について、事前に本会の確認を受けるものとする。また、同項第3号のシンボルマークの使用にあたっては、本会が定めるデザイン及び規格等を遵守するものとする。

(協賛企業等に認められる行為の期間)

第8条 前条の行為の期間は、原則として協賛企業等が協賛金の納入又は協賛物品の受納した日の属する月の翌月の初日から1年後の最初の3月31日までとする。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを本会が取り組む事業及び本会の運営費に充て、他の使途には一切使用しない。

(協賛の受入れ辞退)

第10条 本会の会長は、第4条第2項の規定により申込書を受理した企業等が、その後、同項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当するおそれがあることが判明した場合には、当該企業等の協賛の受入れを辞退するものとし、当該企業等に対しその旨を通知する。

なお、既に受け取った協賛金等については、原則として返還しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。